

[事案 29-78] 年金支払請求

・平成 29 年 12 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

契約者兼年金受取人であった申立人配偶者が作成した公正証書遺言があることを理由に、個人年金保険の年金全額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 5 月に配偶者が契約した個人年金保険について、以下の理由により、年金全額を支払ってほしい。また、年金全額の支払いが受けられない場合には、そのことを説明しなかったことに対する損害賠償として年金全額と受取額との差額を支払ってほしい。

- (1) 個人年金保険の年金支払開始後に年金受取人が死亡した場合、将来の年金支払請求権が相続財産から除かれるとする法律や判例はないため、年金支払請求権は被相続人の相続財産に属する。そして、配偶者の公正証書遺言により、同人の全財産は自分が相続した。
- (2) 仮に将来の年金支払請求権が相続財産に属さず、年金全額を支払えないのであれば、保険会社には、そのような事態になることについての説明義務があるが、説明を受けていない。また、保険会社は、後継年金受取人指定特約の取扱いを開始した際にも、配偶者に対し案内をしなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、年金受取人死亡後の年金受取人は、年金受取人死亡時の法定相続人に変更されるので、年金支払請求権は法定相続人の固有財産になり、各法定相続人の受取割合は、民法 427 条により平等の割合になる。
- (2) 本契約において、年金受取人が死亡した場合に初めて適用される約款の内容は、契約を締結するか否かの判断に影響を及ぼす重要な事項とはいえないため、説明義務はない。また、契約後に新たに取扱いを開始した後継年金受取人指定特約を全ての契約者に一律に案内する義務もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、年金全額および損害賠償の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。